



# 北参道五右衛門の もめごとと解決サポート！

漫画 / 戸城イチロ 企画 / ADRセンター+松崎優佳 (広報部)



※ ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略称で、「裁判以外での紛争解決手続き」であり、「対話促進型調停」のことです。  
 ※ 「北参道」は東京支部の最寄り駅です！

詳しく教えて！

# Q&A



お答えするのは  
ADRセンター  
荒井通子さん



産業カウンセラーのADRでは、男女間のもめごとなどどんなことを取り扱っているのでしょうか？

たとえば離婚など夫婦関係の調整、協議離婚に伴う財産分与、不倫行為による損害賠償請求、婚姻費用や養育費の分担などがありますね。そのほか様々な男女間のもめごとについて扱っています。守秘義務があり安心です。



家庭裁判所の離婚調停と何が違うのでしょうか？

「対話促進型ADR」といって、専門のカウンセラーがじっくりと腰を据えて、当事者が、自由に発言できる雰囲気を作り、お互いの気持ち、言い分をしっかりとお聴きします。争うのではなく、対立を友好的なものに変えていくことで双方が納得の行く解決が出来るようにお手伝いするの。



扱えない問題はあるのでしょうか？



相手方に危害を加えるような危険がある場合や、双方の主張や行動が極めてかけ離れて話し合いが難しい場合などですね。



費用はどのくらいかかるのでしょうか？

電話によるお問合せと相談1回は無料です。調停の申し立てをする時には申立者は費用として二万七千円(協会会員は二万三千円)がかかります。(1回目の調停費用を含む)2回目以降からは、毎回双方に六千円ずつ払っていただきます。和解した時の成立手数料は三百万円以下の場合和解金の8%です。



何回くらいで解決するのでしょうか？

調停の期日は当事者と調停者の話し合いで決めるのだけど、目安として1回2時間で4回くらい、期間的には3カ月以内での和解成立を目指しています。時間があまりかからないというのもADRの利点といえるわね。



難しい法律問題はどのようにするのでしょうか？

法律的な専門知識が必要となった場合はその都度情報を提供しますが、当センター契約の弁護士に助言を求めるよう手当もされているので安心してね。



話し合いの最後はどうなるのでしょうか？

話し合いがまとまったときは、双方の納得した内容を受け、担当弁護士からの助言を基に「和解契約書」としてまとめるの。より強固なものにするには公正証書にすることも出来るのよ。どうしても話し合いがつかなければ残念ながらそこで調停は終わります。それでもここで真剣に話し合われたことは双方にとって大いに意味があることになり、そこにADRの働きがあるのではないかと思っています。

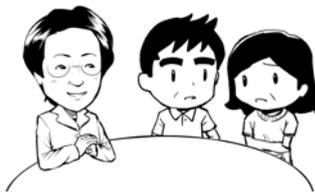


次号では、労働問題のもめごと編をお伝えします！

まずはお気軽にご相談ください！

☎ 03-6434-9132 (相談無料)

(平日 9:00-17:00)



ADRセンターは、産業カウンセラーの活動のリファー先としてもご利用ください！

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12  
菱化代々木ビル 4F